

議 事 録 (要旨)

平成28年5月10日(火)午後1時30分から、福井市役所本館8階第8会議室A Bにおいて農政部会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 2 号議案	農地・非農地判断の現況確認結果の提出について	承認

2 その他

○出席委員 19名

1番	高橋隆夫	
2番	吉川強	
3番	山本隆夫	
4番	和田清信	
5番	牧野順孝	
6番	北川健	
7番	中川洋一	
8番	池田敏雄	
9番	杉本康治	
10番	毛利清治	
11番	北定	
12番	白崎俊行	
13番	廣部厚	
14番	田谷美千代	
16番	小寺辰夫	(農政部会長職務代理者)
17番	吉田光範	(会長職務代理者)
18番	屋敷忠雄	(農政部会長)
19番	細江昭夫	(会長)
	武澤義明	(会長職務代理者)

○欠席委員 1名

15番	藤田諭	
-----	-----	--

○出席職員

農業委員会事務局

局長	石川行芳
局次長	渡邊正英
主任	島田竜彦
主幹	猪坂朋彦
主幹	塚本泰行
主幹	藤田收博
主事	富平一博

開 会 午後 1 時 3 0 分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

18 番
屋敷部会長
(議長)

ただいまから平成 28 年 5 月農政部会を開会いたします。
なお、藤田委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名員につきましては、議事規則第 19 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。議席番号 7 番 中川委員、9 番 杉本委員、ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
審議事項、第 2 号議案「農地・非農地判断の現況確認結果の提出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 2 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明と併せまして、現地調査をされた小寺部会長職務代理者から報告をよろしくお願ひいたします。

16 番
小寺農政部会
長職務代理者

(第 2 号議案 現況確認結果報告)

議 長

ただ今の説明及び報告に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

11 番
北 委員

減反や補助金の対象となっているか事務局で調査していますか。

事務局

今回は所有者から非農地証明願が提出されている案件ですが、書類を受領した段階で各種補助金や減反の対象面積に入っていないかなど、農政企画室を通じて確認しております。

9 番 杉本委員	非農地の証明発出以後に地目変更登記がされるかどうかまで追跡調査しますか。
事務局	非農地証明書に地目変更を促す文言が記載してありますが、その後実際に登記されるかまでは追跡しておりません。
9 番 杉本委員	固定資産税の課税地目は納税者から申し出ないと「山林」に変更されないのですか。
事務局	市の課税当局には非農地判断を行った旨の通知を発出しますので、それに基づいて課税地目が変更されることになるとと思いますが、その最終的な課税内容については課税当局の判断になります。
10 番 毛利委員	自分の田畑に勝手に植林をしておきながら、地目を変更して欲しいというのは許されるのですか。どうしても納得できないのですが。
事務局	少なくとも 20 年以上前の農地行政の中では、植林事業は転作の一つに位置付けられており、農地法に違反する転用行為ではなかったと伺っております。もちろん現在では無断で植林を行うことは農地法に違反しており、違法な転用ということになります。
13 番 廣部委員	市では「人・農地プラン」を作成して農地の集団化を図っているところで、山林化して利用できない農地を中間管理機構に任せても使ってはもらえません。利用できないものを無理して「田」にしておくよりも、どんどん「非農地」にしていくことが必要だと思います。
10 番 毛利委員	では、好きなように植林するのは本人の勝手ということですか。
13 番 廣部委員	でも実際に田んぼが作れないでしょう。
10 番 毛利委員	ある人は竹が生えていても伐採して田んぼにすると頑張る一方で、ある人は木を植えて耕作を放棄しているというのを一律に非農地判断するというのは不条理だと感じます。
13 番 廣部委員	第三者から見て明らかに農地にできないものを、非農地にしてはいけないというのはどうかと思います。こういう再生できない農地はまだまだいっぱい

いありますよ。

事務局

今一度話を整理させていただきますと、植林事業は転作の一つとして、その時点では違法ではなかった時代がありました。現在の農地法では、植林は転用行為に該当しますので転用許可を受ける必要があります。その許可を得ずに植林を行えば、農地法違反ということになって、例えば無断で水田を埋め立てて家を建てたというのと理屈の上では同じ状況になります。従って、それを非農地判断して簡単に山林にしましょうということにはならないということです。

今回の案件につきましては、少なくとも20年以上は経過していると思われるスギなどが繁茂しているということです。樹齢から推定して違法な行為には該当しないであろうという判断の下に、非農地判断をお願いしているものです。

それと、廣部委員にご指摘いただいた「人・農地プラン」での位置付けの中で、農地を集約して担い手に任せていくという大きな流れもある中で農地としての再生が困難なものについて整理してくださいということを農政企画室が言っているのも事実です。そのように色分けしていく中での非農地判断であって、今から木を植えて非農地にしていこうというのは違法な転用行為ということになりますので、その線引きについてはご理解いただきたいと思えます。

13番
廣部委員

荒地にならないように、カキでもスギでも植林することが違法だということと自体がおかしいと言っているんです。

事務局

農地法の運用については国から厳格に指針が定められており、各農業委員会の独自の判断で運用できることは限られてはおりますが、裁量の範囲内で行えることについては柔軟に対応したいと思います。

11番
北委員

この案件は森林組合が主導していて、作業道をつけるためのものだと思いますが、議案説明の際には事業目的についても説明してほしい。

事務局

説明不足をお詫びします。おっしゃるとおり、この案件の目的は森林組合主導による山林整備です。今後は事業目的や背景についても説明いたします。

8番
池田委員

以前にあった美山地区のように、地区全体での非農地判断なら理解できますが、狭い範囲でぽつんと案件が出てくると、地目を変更して売買することなども想定されるので、目的については説明していただきたいと思えます。

議長

基本的に我々農業委員は農地を活かしていくというのが使命ですので、し

っかりとチェックしていかなくてはなりませんね。
他にございませんか。

(特に声なし)

議 長 他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第2号議案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第2号議案は、原案のとおり認定し、今月
27日の定期総会に議案として提出することに決定いたしました。
それでは、その他に移ります。
4月の農地部会の報告を、武澤会長職務代理者よりお願いします。

武澤会長職務代理者 (4月農地部会 審議結果報告)

議 長 ありがとうございます。
その他、事務局から何かありますか。

事務局 (今後の日程について報告)

議 長 それでは、本日の審議内容の総括を、小寺部会長職務代理者の方から願
いいたします。

16番 (審議内容総括)
小寺農政部会
長職務代理者

議 長 これをもちまして、5月の農政部会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 午後2時02分